

○厚生労働省告示第 号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十一條の二第一項の規定に基づき、医療情報化推進方針を次のように定め、令和八年十月一日から適用する。

令和 年 月 日 厚生労働大臣 上野賢一郎

医療情報化推進方針

目次

- 第1 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 第2 医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項
- 第3 医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第29条第1項に規定する中期計画の基本となるべき事項
- 第4 医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項
- 第5 その他医療情報化推進に関し必要な事項

第1 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

1 医療情報化推進の意義

(1) 医療情報化推進の政策的意義

「点で進んできたDXを、国がハブとなって線につなぎ、やがて面へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるDX」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の5点を実現する。

- ① 医療等の現場におけるDXによる生産性向上やセキュリティ対策の徹底による「医療等サービスの安定的な提供」
- ② 全国的な医療等情報の共有体制の整備による「医療等サービスの質の向上と患者の利便性向上」
- ③ 医療等情報の共有等による効率的なサービス提供とモダンな技術を活用したシステムへの刷新、データの分析などの医療費の適正化に資する取組等による「制度の持続可能性の確保と国民負担の軽減」
- ④ PHR（Personal Health Record）の一元的な把握を可能とすることによる「個人の健康増進への寄与」
- ⑤ 安全保障や危機管理の観点から自然災害や感染症危機に対応する「サービス提供体制の強靱化」

(2) 医療情報化推進によって目指す社会像

前記(1)の①から⑤までを実現することにより、「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

2 医療情報化推進の基本的な方向

(1) DXサービス利用のための基盤整備としてクラウドへの移行

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるDX」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。

クラウドへの移行は、単なるインフラ更新ではなく、民間の主体的で多様な取組を生かしながら、データとサービスを横断的につなげ、日本全体で持続的に進化するDXを実現するための基盤づくりであるという認識に立ち、クラウドへの移行により以下の3点の実現を図る。

① 業務効率化・生産性向上

医療機関の情報システムのクラウド化により、AI-Readyなデータ環境を構築し、医療機関内で普及してきているAIを活用した業務効率化ツール等の導入を容易にすることにより、業務効率化や生産性向上を実現する

② セキュリティ対策

医療機関の情報システムをクラウド化することで、サーバ等の管理強化やサイバー攻撃に対する監視を効率的に実施することにより、サイバーセキュリティ対策を強化する

③ データの共有

クラウド技術を活用した医療等情報のデータ連携基盤の構築により、他の医療機関等との情報共有の円滑化や、PHRの個人への還元を進めるとともに、創薬や医療デジタルサービスの開発等のためのデータの二次利用を促進する

(2) 移行期間中における当面の取組

現状の医療機関の情報システムは、オンプレミス型が多く、また、データ・インターフェイスが標準化されておらず、これに伴う現地導入作業の煩雑さが普及のハードルとなっている。そのため、クラウド上の医療DXサービスを全国に普及させていくに当たり、医療機関の情報システムについて、システム更新時に、医療DXサービスと接続しやすいクラウドネイティブ型への刷新を促進していく。

全国の医療機関においてクラウドネイティブ型への刷新が完了するには、一定の期間を要することから、国が開発する標準型電子カルテ（導入版）や個別領域の閲覧入力サイト（予防接種サイト等）の活用等により、早期に医療DXのメリットをできるだけ発現させる。

サイバーセキュリティ対策についても、当面の対策として、地域の拠点となる病院を対象に重点的に実施する。

(3) 全国医療等情報プラットフォームの構築

国全体で共有化・活用すべき医療等情報を連携する基盤として、全国医療等情報プラットフォームを構築し、医療機関・薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体等関係機関と連携するとともに、国民がそれらの情報をマイナポータル等で閲覧・活用できるようにする。この取組によって、DXのメリットを具現化するものであるが、その検討・構築にあたっては、(1)及び(2)の医療機関の情報システムの基盤整備の取組と連動させて実施していくものとする。

全国医療等情報プラットフォームでの取組については、以下の点に留意して推進していく。

- ① DXサービスは複数あるが、これらを利用する主体は同一の医療機関等であり、複数のシステム改修やそれに伴う事務手続等を効率的、計画的に行えるよう、国のDX担当部局間の連携を強化
 - ② 標準仕様に準拠した電子カルテの認証制度を活用し、ベンダーに対して医療DX対応の早期のアプリケーション改修を要請
 - ③ 要件定義段階から、普及後に生じるメリットに見合う開発・運営コストに抑えられるかを十分に考慮して、導入の是非について検討
 - ④ 全国普及の進捗状況やDX効果について、ダッシュボードにより進捗状況を見える化し、普及施策に資するとともに、国民の理解を醸成
- (4) 本方針の対象期間及び目標

本方針の対象期間は2026年10月1日から2030年3月31日までの3年半とする。

2028年度までに、電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く。）について電子カルテ普及率100%を目指す。また、2030年末までに、以下を達成することを目指す。

- ① 必要な患者の医療情報の共有が可能な電子カルテの普及率約100%の達成
- ② 地域の拠点となる病院全てに対してセキュリティ点検、外部接続点の適正化等のサイバーセキュリティ対策を実施
- ③ 大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）が提供される環境を整備

第2 医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

1 医療DXサービス利用のための基盤整備

(1) クラウドネイティブ型電子カルテの普及

医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「令和7年医療法等一部改正法」という。）においては、「政府は、令和十二年十二月三十一日までに、電子カルテの普及率（電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう。）が約百パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。」と定められている。

この方針を踏まえ、電子処方箋管理サービスや電子カルテ情報共有サービス等の政府DXサービスに接続すること等を要件とする標準仕様に即したクラウドネイティブ型電子カルテの認証制度を2026年度中に構築し、認証された電子カルテ製品の普及を促進する。また、並行して、標準型電子カルテ（導入版）について、2026年度中の完成を目指して

開発を進めるとともに、医療機関による導入を促進し、政府D Xサービスへの円滑な接続を促していく。

歯科電子カルテについても、標準仕様の内容を今年度から検討し、2027 年度中の策定を目指すとともに、認証制度の構築を進める。その後、歯科の標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテの普及を目指す。

(2) 大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の開発・普及支援

次世代病院情報システムへの刷新を見据え、大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の一体的・集中的な開発の支援や普及の支援を行う。また、前提として、電子カルテ・部門システムにおける標準コード・マスタ及び交換規約の整備(恒久的な管理体制の整備を含む)並びにクラウド間連携を進めることにより、システム全体の効率性及び相互運用性の向上を図っていく。

また、(1)及びこれらの取組を講じつつ、クラウドネイティブ型製品が普及するまでの経過的な対応として、政府D Xサービスに対応する電子カルテ（オンプレミス型等）の普及に向けた取組を進める。具体的には、政府D Xサービスへの接続機能及びサイバーセキュリティ対策を標準として備え、ノンカスタマイズを前提とする「パッケージ版・電子カルテ製品」の普及等を推進する。

(3) サイバーセキュリティ対策の強化

クラウド技術等の活用を通じたサイバーセキュリティの強化を行う。

システム刷新を図る間の当面の対策として、2030 年度までに、地域の拠点となる病院を中心に、ネットワークの外部接続点の監視等による適正化の推進、多要素認証やシステム管理ツールの導入、人材の育成と有効活用を図る。

特に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 38 号）による改正後の経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）に基づき、施行時に各地方（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）につき少なくとも 1 病院を指定することを検討している基幹インフラ制度の対象となる病院については、指定後 1 年以内にセキュリティ対策状況の点検、B C P 対策を含む緊急的な対応及び致命的な脆弱性がないことの確認・対応を完了する。その他の特定機能病院についても、2028 年度までに、セキュリティ対策状況の点検及びB C P 対策を含む緊急的な対応を完了する。これらの病院について、2030 年度までに外部接続点の適正化を実施する。

2 全国医療等情報プラットフォーム

(1) 医療情報基盤

① マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進

医療機関等の受診に関してマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行した中で、医療D Xの基盤となるマイナ保険証の円滑な利用に向けた取組や、患者の利便性の向上に向けた取組を行っていく。

具体的には、オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局のほぼ全てでスマートフ

オンでの利用が可能となり、高齢者や障害者などにとっても更にマイナ保険証が利用しやすくなるよう、利便性が向上した第2世代の顔認証付きカードリーダーの導入を推進するほか、診察券やこども医療費等の医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化など、患者の年齢や属性によらずマイナ保険証を利用しやすい環境の整備に向けた取組を進めていく。その上で、医療DXの更なる推進の観点から、医療機関等のコストや事務効率も踏まえ、医療機関等・患者双方にとってより負担の少ないマイナ保険証及びオンライン資格確認の利用環境の実現に向けて取り組んでいく。

② レセプト情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

医療機関等では、マイナ保険証を利用した本人確認及び閲覧同意により、医療機関等においてオンライン資格確認等システムを通じてレセプト情報に基づく診療情報等を確認できる仕組みが整備されている(特定健診情報は2021年1月、薬剤情報は2021年10月、診療情報は2022年6月、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤情報は2023年1月、手術情報は2023年5月から閲覧可能)。既存の電子カルテ等では多くの製品で当該仕組みが実装可能な状態となっているが、いまだ情報を利活用できていない医療機関も存在する。当該仕組みの有用性を拡充するために、情報連携項目の追加、医療情報のサマリー表示機能の追加等の機能拡充等に取り組む。

③ 診療報酬改定DXの推進

医科・DPC向け共通算定モジュールについては、会計の都度、診療報酬点数及び患者負担金について計算した結果を蓄積し、その結果を活用して、月々のレセプトの作成・請求事務を支援する「請求支援機能」を2028年度から運用開始するために必要な開発を進めるとともに、共通算定モジュールと連携したレセプトコンピュータの運用状況の把握や、利用による効果の検証を継続的に行う。あわせて、2028年度に運用開始を目指している労災版共通算定モジュールとの連携を開始して医療機関等の負担軽減を図りつつ、これらを契機に共通算定モジュールの普及を促進する。

また、標準仕様に準拠した電子カルテの普及と連携して、共通算定モジュールとの接続等を要件とする標準仕様に準拠したクラウド型レセプトコンピュータの導入・移行を促進する。

さらに、データ互換性の向上に資するデータ規格の標準化等の取組を推進する。

これらの施策の推進に当たっては、医療機関等における総合的な負担軽減に資する観点から、業務効率化等の取組とも連携しつつ進める。

これらの取組を一体的に進めつつ、地方自治体が実施する医療費等助成事業の受給資格情報を活用して患者負担金を正確に計算できるよう、共通算定モジュールとPMH(Public Medical Hub)との連携を図り、こうした基盤の活用等を通じて自治体の取組を支援しつつ、当該事業の都道府県を^{また}跨いだ現物給付化等を推進する。

④ 電子処方箋の普及と利活用等の推進

電子処方箋については、保険制度下における処方箋について、概ね全ての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、電子カルテ・電子カルテ

情報共有サービスと一体的な導入を進め、患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する全ての医療機関への導入を進める。あわせて、医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を構築するとともに、国民に安全な医療を提供できるよう、医療現場における電子処方箋システムの重複投薬等チェックを用いた処方・調剤の実施の運用を基本とする。その上で、電子処方箋の利活用促進を図るため、国民及び医療従事者向けにメリットや臨床活用事例等について周知広報を行い、国民理解を醸成する。さらに、国民及び医療従事者の利便性向上、医療現場の業務効率化等U X向上に資するよう、電子処方箋の不断の運用の改善を行う。また、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局における利活用状況や効果等の調査・分析を行う。

⑤ 電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張

令和7年医療法等一部改正法により、医療機関は、患者の同意によらず、電子診療録等情報を電子カルテ情報共有サービスを介して他の医療機関等との間で共有することが可能となった。

電子カルテ情報共有サービスについては、2026年度冬をめどに、臨床現場で支障なく運用が可能な文書・情報から、全国で運用を開始することとしている。そのため、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「D X審査支払機構」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、モデル事業で検知した課題や有識者の意見等を踏まえて、課題解決を行いつつ現場運用に沿ったシステムの開発を行うとともに、電子処方箋との一体的な導入を進める。また、「医療D Xの推進に関する工程表」（2023年6月医療D X推進本部決定）を基本に、医療機関等における情報連携の動向を踏まえた上で、栄養管理に必要な情報など、共有する情報の拡大を進める。拡大する情報について具体的には、

- ・ 介護・看護情報については、2026年度から介護事業所向けの診療情報提供書の開発及び実装を進め、2027年度以降に訪問看護指示書・計画書・報告書等について開発及び実装することを目指す。
- ・ 歯科情報については、2026年度に電子カルテ等で作成された診療情報提供書等、歯科医療機関から電子的に共有する医療情報の内容について決定し、2029年度をめどに実装することを目指し検討を進める。
- ・ 医療機関及び薬局の間で共有されるトレーシングレポート等について、電子カルテ情報共有サービスの基盤等を活用した仕組みで情報共有することを念頭に、電子カルテ情報共有サービスの普及も見据えた上で、2030年をめどに仕組みを実装することを目指し検討を進める。
- ・ 2026年度にアドバンス・ケア・プランニング（A C P）の記録として共有すべき項目について検討を行い、結論を得た上で、全国医療等情報プラットフォームでの情報共有を進めていく。
- ・ その他、共有することにより、医療の質の向上等につながる情報について、メリッ

トやコスト等を勘案し必要な検討を進める。

⑥ 救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

オンライン資格確認等システムでは、マイナ保険証を用いた本人確認及び本人の同意取得により、医療機関等で患者のレセプト情報に基づく診療情報等を閲覧できる医療情報閲覧機能があるが、患者の生命、身体の保護のために必要な場合においては、患者の同意取得が困難な場合においても、病院に限り医療情報が閲覧できる救急時医療情報閲覧の仕組みがある。2024 年 12 月に運用を開始した当該機能が救急現場における利便性向上に資するよう、電子カルテ情報共有サービス開始に伴う傷病名等の臨床情報や電子処方箋管理サービスから得られる院内処方情報等の情報連携項目の追加、その他さらなる利便性向上、機能拡充等に取り組む。

⑦ 救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築

これまで救急隊と医療機関間の救急患者の搬送調整においては、搬送先医療機関が決定するまで救急隊員が電話を繰り返し、その都度傷病者情報を説明する必要があり、現場滞在時間が延伸する一因となっていたことが指摘されてきた。その対策として、プラットフォームを介することにより、救急隊と複数の医療機関が視覚的情報を含む傷病者情報を同時に共有し、搬送調整のための時間の短縮を図ることを可能とするため、2024 年度には静岡県（静岡市、湖西市）において令和 5 年度補正予算「救急医療情報連携プラットフォームモデル事業」を実施し、2025 年度には新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 T Y P E S）を活用し「災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携」として、広島県において救急医療情報連携プラットフォームを試験的に構築し運用している。

2026 年度には、マイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組）との情報連携も踏まえた、システム仕様書と要件定義書を作成し、2027 年度には、全国展開に向けたシステム構築を行い、プレ運用を実施し、2028 年度以降の全国展開を目指す。

⑧ 次の感染症危機に備えた対応等

次の感染症危機に備え、医療機関における感染症の発生届等に係る入力業務の負担軽減を図るため、一部の感染症について、発生届を D X 審査支払機構又は連合会を経由する方法により届け出ることができる仕組みについて 2027 年度までに検討し、2028 年度中に方針を決定する。

このほか、次の感染症危機への対応も見据え、患者の検査や検体に関する情報の収集や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定による発生届を起点とする各種手続（入院勧告の書面通知等）等のデジタル化・簡素化を含む、今後の感染症対応に関する施策のデジタル化のあり方について、検討を進める。

また、次の感染症危機に備えた体制整備や収集した臨床情報及び検体の医薬品開発等への利活用を促進するため、2028 年度中に各医療機関からの臨床情報を収集する中央

データセンターの構築・電子カルテシステムとの連携に関する検討、対象感染症の拡大に向け検討を進める。

⑨ 診断書等提出の電子化

国や自治体を実施する事業等に関する手続を行う際に、国や自治体等に提出する多様な診断書等について、医療機関から電磁的方法により発行し、かつ提出先まで電磁的方法により送達するための基礎となる汎用性の高い仕組みの構築について必要な検討等を行い、2030年度以降の運用開始を目指す。

⑩ H P K I 等の暗号移行対応等

H P K I（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）及びオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局で使用される電子証明書に関し、現在使用している暗号化方式が、暗号技術検討会及び関連委員会（C R Y P T R E C）の暗号強度要件に関する設定基準において定められたセキュリティ基準に2030年をもって適合しなくなるため、C R Y P T R E Cのセキュリティ基準に適合する暗号化方式へ移行し、H P K I及び共通認証局の継続的な安定稼働に向けた対応を行う。その際、H P K Iについては、カード取得やリモート署名サービス利用に伴う費用が医療従事者や医療機関等の負担となり、普及への課題となっていることを踏まえ、移行に伴い過度な負担が生じないように配慮する。また、医療D Xの電子署名基盤となる医療等分野における電子署名基盤のあり方について、引き続き、検討を行う。

⑪ 医薬品コードの整備

医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境の構築にあたっては、システムベンダーや医療機関・薬局のシステム担当者の負担を軽減するため、医薬品コードの整備等を進めるとともに、コードの早期付番を行う。さらに、2028年度をめどに医療用医薬品の流通分野のキーコード（G S 1コード）とY Jコードを含む公的なデータベースを公開し、維持管理する。

(2) 介護情報基盤

① 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

利用者本人、自治体、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤の整備を進める。具体的には、2026年度から、介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応が完了した自治体から、順次、介護情報基盤の利用を開始し、2028年度をめどに全ての自治体で利用が開始されることを目指す。あわせて、医療情報基盤との情報連携など、介護情報基盤の機能の拡充に向けた検討を行う。

(3) 行政・自治体情報基盤

① P M H分野横断共通機能の運用

自治体や医療機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みであるP M Hの分野横断共通機能について、当該機能を利用する医療費助成のオンライン資格確認、予防接種事務のデジタル化、母子保健D X、自治体検診事務のデジタル化及び介護

情報基盤の整備等の取組を着実に実施できるよう、2027 年度から、デジタル庁から D X 審査支払機構に適切にシステム移管し、D X 審査支払機構において安定的な実施体制の下、管理・運用等を行う。

② 医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進

医療費助成のオンライン資格確認については、参加自治体を順次拡大し、2026 年度中の全国規模での導入を目指すとともに、安定的な実施体制の下、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施できるよう、2027 年度から、デジタル庁から D X 審査支払機構に適切にシステムを移管する。

また、2027 年度以降も未導入の自治体や制度については、導入に向けた課題を整理しつつ、早期の導入を進めるとともに、医療機関等でのシステム改修を進め、全国どこでも、マイナンバーカード一枚で医療機関等を受診等できる環境整備を進める。

③ 予防接種事務のデジタル化

予防接種に係る事務については、2026 年 6 月から、デジタル化の基盤となる予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用を開始し、現在紙で行っている予診票の記入、勧奨通知・接種記録の送付等の各種事務をデジタル化し、自治体、医療機関及び住民の間で予防接種に関する情報を安全に交換できる仕組みを構築したところである。

安全なネットワーク環境において予防接種に関する情報を引き続き共有できるよう必要な検討を行いながら、2028 年度をめどに進む自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国的な運用を開始する。

④ 母子保健 D X の推進

母子保健 D X については、2023 年度より希望する自治体において、乳幼児健診等について、PMH を活用した実証事業を開始している。また、電子版母子健康手帳については 2025 年度にガイドラインを作成した。乳幼児健診等について、2026 年度末から、特に集団健診を中心に、全国の自治体への展開を開始する。医療機関での妊婦健診については、医療機関への普及を推進するため、標準仕様に準拠した電子カルテ等との連携仕様を検討する。また、里帰り出産時において、償還払い等の煩雑な事務手続なく、自治体を越えて利用を可能とする集合契約・請求支払システムについて、2026 年度にシステム要件定義を行い、2027 年度以降に開発・運用等を進める。

⑤ 自治体検診情報を共有する仕組みの構築

自治体検診情報の自治体と医療機関等との共有について、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）を改正し、自治体検診事務のデジタル化を進めている。2025 年度より順次、希望する自治体において、がん検診（職域等がん検診情報の把握を含む）、骨粗鬆症^{しょうじょう}検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診について実証事業を実施している。これらの取組状況を踏まえ、システム改修を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、2029 年度以降に全国展開を目指す。

⑥ 生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進

生活保護制度の医療扶助について、医療機関・薬局及び福祉事務所の業務効率化、安

全で質の高い医療の提供、医薬品の適正使用や適正受診等の推進に向け、給付手続のオンライン化を原則的な取扱いとするため、オンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書のオンライン化に向けた検討、各種医療DXサービスの効果的な活用に向けた運用・システムの改善を進める。

- ⑦ 指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化
難病患者等の負担を軽減する観点から、難病・小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定申請手続において、自己情報取得API等を活用したオンライン化について、2025年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、2026年度以降具体的な開発検討・実証を行い、全国規模での導入を目指す。

- ⑧ 自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化

自立支援医療の支給認定申請等に係る手続のオンライン化については、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（2025年12月23日閣議決定）において、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、2026年中に結論を得ることとなり、その結果も踏まえて、医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることを検討する。

- ⑨ 難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化

難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化については、2026年に一部の自治体でPMHによる実証事業を行い、その実証結果を踏まえて実現方式を検討し、全国的な導入に向けた準備を進める。

- (4) マイナポータル及びマイナポータルAPIを活用した国民への医療等情報の還元

医療等情報を国民に還元し、個人の健康増進や国民の理解醸成を促進する観点から、引き続きマイナポータルを通じた情報提供の充実及び取得可能な情報を活用した事務手続の効率化を図る。

あわせて、全国医療等情報プラットフォームで利用可能となる情報の拡大を踏まえつつ、マイナポータルAPIの活用による民間の健康管理アプリ等のサービスとの連携についても、引き続き積極的に拡充を進める。その際、医療等情報は特に機密性の高い個人情報であることを踏まえ、セキュリティ対策及び個人情報保護の徹底を前提としつつ、民間サービスの創意工夫を活かした健康増進の促進や国民の利便性向上の観点から、利用目的や活用範囲の拡大に向けて検討を進める。

3 医療等情報の二次利用

- (1) 公的DBにおける仮名化情報の利用・提供

厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という。）について、引き続き適切な運用を行うとともに、令和7年医療法等一部改正法に基づき、2028年12月までに関係規定（一部のデータベースに関する規定を除く。）を施行することにより、仮名化情報の利用・提供を可能とし、他のデータベースの仮名化情報や医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）第2条第4項に規定する

仮名加工医療情報との連結解析等を可能とする。また、その際、個人情報の保護を適切に図るため、クラウドの情報連携基盤上で解析等を行い、データ自体を相手に提供しないことを基本とする等の管理・運用を行うこととする。

(2) 電子カルテ情報データベースの構築及び運用

電子カルテ情報共有サービスで共有される臨床情報を匿名化又は仮名化して提供する電子カルテ情報データベースについて、2028年度からの運用開始に向けて開発に取り組み、運用開始後は、行政機関、研究者や企業等による利用の促進を図る。

(3) 自治体検診情報の二次利用

自治体検診情報の二次利用のためのデータベースの構築や他の情報との連結解析を可能とすることを目指す。

(4) 公的DB等の情報連携基盤の構築及び利用促進

公的DB及び次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベース（以下「公的DB等」という。）に関し、行政機関、研究者や企業等がリモートアクセスし、一元的かつ安全に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤について、2028年度からの運用開始に向けて開発に取り組む。

また、それに併せて、利用申請の受付や申請に対する審査等を一元的に行う体制を整備することにより、公的DB等の利用の促進を図る。

(5) 次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進

公的DBとともに、次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用を推進し、次世代医療基盤法の認定作成事業者、学会、医療機関、企業等が連携した効率的・効果的な医薬品・医療機器・AI開発等の環境整備に取り組む。

(6) 医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討

医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年6月13日閣議決定）等に基づき、内閣府の「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」において検討を行い、法改正を要する場合には2027年通常国会への法案提出を目指す。

(7) 保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供

公的DB間の連結精度向上のため、オンライン資格確認等システムを基盤として、被保険者番号の履歴情報を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供するための仕組み（履歴照会・回答システム）の安定的な運用を行う。

(8) 保険者による保健事業の推進支援

保険者による予防・健康づくりやデータヘルス計画の推進を支援するため、レセプト・健診情報等を活用した分析結果の提供や、保険者等の保健事業の実施・評価を支援する情報基盤の安定的な運用を行う。

第3 医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第29条第1項に規定する中期計画の基本となるべき事項

DX審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。その際、システムの開発・運用においては、関係機関と連携し、国民、医

療機関・薬局、保険者等のシステムユーザーの満足度の向上、システムの導入・利用の拡大、開発・運用コストの効率化、開発期間の遵守・安定稼働等を目指していく。

1 中期計画の期間

中期計画の期間は2026年10月1日から2030年3月31日までとする。

2 中期計画の期間において特に取り組むべき事項

(1) 医療DXサービス利用のための基盤整備

① 電子カルテの普及及び医療情報システムとの相互運用性の向上

電子カルテ等の普及を推進するとともに、医療DXの推進及び医療情報の円滑な利活用を実現する観点から、医療情報システム等の相互運用性の向上に向け、クラウド環境を活用したシステム間連携の開発に取り組む。

(2) 全国医療等情報プラットフォーム

① マイナ保険証の利用環境の整備

医療機関等において安定的にマイナ保険証を通じたオンライン資格確認が行われるよう、必要なシステム改修等を適切に実施するとともに、安定稼働のための必要な措置について検討する。また、マイナ保険証を基盤とした医療DXの推進のため、医療機関等に対してマイナ保険証の利用環境の整備等について必要な支援等を実施するほか、オンライン資格確認等システムについて医療現場で適切に運用がなされるよう、照会等への対応を行う。さらに、医療機関等の直近の状況を踏まえた施策の検討に資するよう、医療機関等におけるマイナ保険証に関する情報の円滑な利活用を可能にするためのデータ基盤の構築に向けて取り組む。

② レセプト情報に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

国及び関係者と連携し、患者の医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化に係る業務を行う。

③ 共通算定モジュール及び地単公費マスターの運用管理等

診療報酬改定DXの推進に当たっては、医科・DPC向け共通算定モジュールの安定的かつ確実な運用管理を担い、今後の診療報酬改定や制度改正の内容を迅速かつ正確に反映できる体制を維持する。

あわせて、追加実装を予定している請求支援機能の開発、労災版共通算定モジュールとの連携に向けた調整等を適切に実施する。

さらに、地方自治体が実施する医療費等助成事業の都道府県を跨ぐ現物給付化の円滑な実施及び更なる普及に資するよう、共通算定モジュールにて正確な計算を行うための、地単公費マスターの整備及び運用管理を適切に行う。

④ 医療現場における電子処方箋等の利活用の推進

医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を構築し、国民及び医療従事者の利便性向上、医療現場の業務効率化等UX向上に資するよう、必要に応じて、電子処方箋管理サービスの改修を行うとともに、電子処方箋システムについて医療現場で適切に運用がなされるよう、医療情報化支援基金の交付や照

会等の対応を滞りなく実施する。また、薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった電子処方箋を保管する事業について、薬局における利活用の推進を図る。

⑤ 電子処方箋管理サービスによる効果分析

電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局における重複投薬等チェック実行件数・内容の結果、処方・調剤数の変化、薬剤の変更内容、当該変更に伴う効果等を分析する。

⑥ 電子カルテ情報共有サービスのシステム開発、安定的な運用体制の構築

電子カルテ情報共有サービスの開発段階においては、国と協働し、全国での運用開始後においては、医療情報化支援基金の交付等を滞りなく実施し、医療機関の円滑なサービス導入支援を行うとともに、安定的な運用や、医療現場で適切に運用がなされるための照会等、運用開始後に検知した改修などに対応するための人員・設備等の体制の確保にも努めることとする。

また、共有する情報の拡大が決定した場合には、同様に対応することとする。

⑦ 救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

国及び関係者と連携し、救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化に係る業務を行う。

⑧ 電子カルテと感染症の発生届との連携

感染症の発生届をD X 審査支払機構又は連合会を経由する方法により届け出ることができる仕組みに関し、医療機関、感染症サーベイランスシステムそれぞれとの接続について、2028 年度以降に実装する。

⑨ 診断書等提出の電子化に係る検討

国その他の関係者との連携及び協力の下に、診断書等提出の電子化について検討し、2030 年度以降に運用開始できるよう努める。

⑩ H P K I 等の暗号移行対応等

国及び関係者と連携し、暗号移行対応に関し必要な対応を行う。また、国及び関係者からの要請に応じ、将来的な医療D X 全体の電子署名基盤のあり方に向けた検討に係る業務を行う。

⑪ 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

国及び関係者と連携し、機能追加及び利便性向上を図る改修といった介護情報基盤の整備を進めるとともに、自治体、介護事業所及び医療機関の利用促進に向けた情報提供や技術的支援、照会への対応など、介護情報基盤の安定的な稼働に向けて必要な体制の構築等を行う。

⑫ P M H 分野横断共通機能の安定的な運用等

P M H 分野横断共通機能の安定的な実施体制の構築に向け、2027 年度よりD X 審査支払機構において、P M H 分野横断共通機能に係るシステムの管理・運用等の業務を実施する。円滑な業務移行及び安定運用を図るため、デジタル庁、厚生労働省その他の関

係団体と密に連携の上、対応する。

⑬ 医療費助成のオンライン資格確認の安定的な運用等

医療費助成のオンライン資格確認の安定的な実施体制の構築に向け、2027 年度より D X 審査支払機構において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用及び自治体や医療機関等からの照会への対応等の業務を実施する。円滑な業務移行及び安定運用を図るため、デジタル庁、厚生労働省その他の関係団体と密に連携の上、対応する。

⑭ 予防接種事務のデジタル化とその運営体制の構築等

国及び関係者と連携し、2026 年 6 月に運用を開始した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの安定的な運用及び必要な追加開発を行う。また、全国的な運用に向けて、自治体・医療機関等に対する情報提供及び照会対応等の必要な対応を行うとともに、請求支払事務の円滑化等に向けた体制整備を行う。

⑮ 母子保健 D X に係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、電子版母子健康手帳の普及を含めた母子保健 D X の全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。また PMH（母子保健）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑯ 自治体検診情報の連携に係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、2029 年度以降の自治体検診事務のデジタル化の全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。また、PMH（自治体検診）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑰ 医療扶助に係る各種医療 D X サービスの効果的な活用に向けたシステムの改善

生活保護制度の医療扶助について、厚生労働省におけるオンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書のオンライン化に向けた検討を踏まえ、各種医療 D X サービスの効果的な活用に向けたシステムの改善を進める。

(3) 医療等情報の二次利用

① N D B における仮名化情報の利用・提供

現在、国から委託を受けて運用を行っている N D B の業務に加え、令和 7 年医療法等一部改正法に基づく仮名化情報の利用・提供等について、個人情報の保護の観点も踏まえつつ、安定的な運用を実施する。

② 電子カルテ情報データベースの運用

国から委託を受けて運用を行う予定である電子カルテ情報データベースの運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028 年度以降、当該システムの運用・保守に係る業務を行う。

③ 公的 D B 等の情報連携基盤の運用等

公的D B等の情報連携基盤の運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用に係る業務を行うとともに、当該システムの利用を前提とした公的D B等の利用申請の受付や申請に対する審査等の一元的な実施に関し、国と連携して、その業務の一部を行う。

④ 履歴照会・回答システムの運用

被保険者番号の履歴情報を活用し、公的D B間で正確な連結に必要な情報を提供する仕組みの安定的な運用を行う。

⑤ 保険者のデータ利活用支援

国の委託を受けて行う健康スコアリングレポートの作成・提供やデータヘルス・ポータルサイトの運用及び保険者等からの照会対応を通じて、保険者による加入者の健康課題の把握や保健事業の推進を支援する。また、レセプト・健診情報等を活用した分析結果の提供や、保険者によるデータヘルス計画の実施・評価を支援するための情報基盤の安定的な運用を行う。

3 医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項

(1) 効率的・効果的な組織運営の推進

① 適切な業務執行体制の構築

医療D Xサービスを医療機関等に効率的・効果的に提供するため、医療情報化推進担当理事（C I O）や国民健康保険関係者の参加の下、運営会議の議決等に基づき業務を執行するための体制を構築する。

② システム間の整合性確保のための業務運営体制の整備

医療D X関連システムにおいて、システム間の整合性の確保を図るため、各システムの担当部署間の連携の強化など、適切な業務運営体制を整備する。

(2) システムに係る調達の最適化

最適なクラウドサービスの利用選択、運用保守業務の効率化等を通じて、医療D Xサービスに係るシステム調達の最適化を図る。

(3) A I等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

急速に進展するデジタル技術動向を踏まえ、A I等の先端技術の利活用について積極的に検討を行い、定型的業務の省力化やシステム開発・運用業務の高度化を通じて、医療D Xサービス全体の効率化及び高度化の両立を図る。

4 その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項

(1) 人材の育成及び確保

医療D Xサービスを担う人材の重要性を踏まえ、データ分析、I TやA I等の先端技術等に関する専門性を有する人材の育成及び確保を計画的に進めることにより、技術発展や環境変化に対応できる組織能力の維持・向上を図る。

(2) 情報セキュリティ対策及び個人情報保護

① 情報セキュリティ対策の徹底

医療D Xサービスにおいて取り扱う情報の重要性を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する取組を適切に実施する。

② 組織的な安全管理対策の推進

医療DXサービスを安全に、かつ安心して提供できるよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令や国のガイドライン等に即したリスク管理を行うなど、組織的に安全管理対策を推進する。

(3) 国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

① 国民への情報公開や情報発信

医療DXサービスに関する国民の理解の醸成を図るため、サービスの趣旨、内容、取組状況等について、分かりやすい情報公開及び情報発信を行う。

② 医療機関・薬局や保険者等との情報共有

医療DXサービスの円滑な提供に資する環境を整備するため、医療機関・薬局や保険者等との情報共有の充実を図る。

第 4 医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

医療情報化推進は、医療等サービスの安定的な供給、サービスの質の向上、制度の持続可能性の確保等により、医療提供体制の確保や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に寄与するものである。このため、医療情報化推進に関して取り組むべき事項については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 3 第 1 項に規定する基本方針及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 116 条第 1 項に規定する基本指針との整合性を確保しつつ、取り組むものとする。

第 5 その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進に関して取り組むべき事項が確実に実施されるよう、取組の進捗状況を定期的に確認し、第 1 の 1 (1) の政策的意義に照らした政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩の状況等も踏まえつつ取組の充実・強化を図り、必要に応じて、本方針の対象期間中においても方針の見直しを検討する等のフォローアップを行う。